

## 佐賀県工業技術センターにおける公的研究費の管理・監査にかかる不正防止の基本方針

平成 27 年 7 月 1 日制定  
(令和 3 年 11 月 25 日改正)

佐賀県工業技術センターにおける公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為への対応等に関する実施規程（平成 27 年 7 月制定）第 3 条に基づき、不正防止の基本方針を定める。

- (1) 不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を遵守する。
- (2) 不正行為を防止する対策を強力に推進するため、コンプライアンス推進責任者を配置する。
- (3) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から意見を述べる、監事を配置する。
- (4) 不正行為を防止する管理とその対策を適切に推進するため、既存の管理・推進体制を見直し、より実態にあった実効性の高い体制に再構築する。
- (5) 不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を内外へ周知する。
- (6) 不正発生時の早期発見及び不正の抑止のためのモニタリング方法の検討・構築と、不正防止に関する各種規程や運用ルールに沿って手続きが行われていることを確認する。
- (7) 職員及び研究者に対し、不正防止に関する規程、運用ルール、研究者倫理等、不正防止に必要な研修を実施する。
- (8) 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識向上と浸透を図るため、啓発活動を行う。不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画等を策定・実施する。